

島根県大阪事務所情報プラザ内における島根産品展示募集要綱

島根県大阪事務所しまね産品振興スタッフ

1 目的

大阪事務所では「島根産品の販売場所」や「島根のアンテナショップの存否」などの問い合わせ等、島根産品に対するニーズがあると考えられる。よって大阪事務所の情報プラザにおいて県内の優れた産品（農林水産品、加工食品、伝統工芸品など）を紹介するコーナーを作成し、PRや購入可能な店舗の紹介を行うこととする。

2 展示する産品

(1) 要件

次の①もしくは②の条件に合致し、且つ③の条件に対応できるもの

- ① 関西地域の店舗で購入できる産品
- ② ECサイトにて購入できる産品
- ③ サンプルを大阪事務所にて展示可能な産品

(2) 展示サンプル

次の各項目に該当するもの

- ① 展示サンプルは基本的に事業者の提供
- ② 展示場所は常温（温度管理不可）であるため、サンプルは常温での長期間展示でも変化しないもの
- ③ パッケージのみでの展示も可
- ④ ECサイトのみでの取り扱い産品の場合、ECサイトの紹介（チラシ・POP）が必須
- ⑤ 展示サンプルは大阪事務所への提供とし、破損、滅失の責任は大阪事務所を負わない。また、返却も原則行わない

(3) 産品紹介の方法

- ① 産品展示依頼書（様式1）に記載の産品の特徴の説明により紹介。ただし、既存のチラシやPOPなどでの代用も可とするが、大阪事務所職員が紹介できるものとする。

(4) 購入可能店舗等の紹介

次のいずれかの方法で行うこととする

- ① 産品毎に、関西地区内で購入可能な店舗の紹介を行う
- ② ECサイトの場合、サイト紹介のPOPなどを作成して掲示する

3 産品展示手続き

次の①から⑤の手続きにより実施する

- ① 事業者は産品展示依頼書（様式1）に必要事項を記入して大阪事務所担当へ送付する。
- ② 主な記載事項：事業者名、連絡先、産品名、販売時期（旬の時期）、主な販売店
産品の特徴（背景・歴史などあるとなおよい）、サンプル品の特徴
- ③ 産品展示依頼書により、大阪事務所にて展示可否および展示時期を判断し事業者へ連絡する。
- ④ 展示決定の場合、事業者より展示用サンプル等を送付する。
- ⑤ 大阪事務所にてサンプル品を展示する。展示希望数の状況により展示時期の限定や月替わり等があることとする。

4 その他

- ① ECサイト販売産品よりも実店舗で購入できるものを優先的に紹介
- ② 展示産品は食品（生鮮・加工品）に限らず、木工品、伝統工芸品等も可
- ③ その他疑義が生じる場合は、大阪事務所内で協議の上、決定する

様式 1

島根県大阪事務所島根産品展示依頼書

依頼年月日： _____

依頼者： _____

【連絡先】

TEL： _____

e-mail： _____

島根産品

【産品名】 _____

【規格・サイズ】

【販売時期等】

(旬もしくはピーク時期)

【関西で購入できる場所】

【産品の特徴】 (産品の背景や歴史など)